

令和4年5月26日  
保 育 部  
保育認定・調整課

議会の委任による専決処分の報告  
(郵便物の後納料金等の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和4年5月10日(火)
- (2) 相手方 日本郵便株式会社
- (3) 事故内容 保育認定・調整課入園担当では、保護者等へ発送する郵便物の郵便料金を後納支払いとしており、令和4年3月分請求書を4月12日に相手方より受理し、4月28日の支払期限日までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが判明した。

2 事後の対応

事故判明後、令和4年3月分請求額(290,146円)について、5月13日に相手方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

1,613円

(支払期限日の翌日の4月29日から支払いが完了した日の前日5月12日までの14日間に年14.5パーセントの割合で計算した遅延損害金)

4 専決処分日

令和4年5月24日